

「鹿児島工業高等専門学校アントレプレナーシップ教育支援業務委託」
審査基準

1. 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、契約提示額が本校の定める予算額以下という条件を満たし、かつ各評価項目の合計得点が「最も高い者」を契約予定者として選定する。ただし、「最も高い者」が複数となった場合には、鹿児島工業高等専門学校アントレプレナーシップ教育支援業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という)において、合議により決定する。

2. 審査方法

審査方法の透明性、公平性、競争性及び効率性を確保するため、提案された企画提案書に基づく書類審査を選定委員会が行う。審査期間中には、必要に応じて企画提案者へ提案の詳細に関する資料の提出を求めることがある。

3. 評価方法

(1) 評価項目と評価基準

評価は下表に示した評価基準による5段階評価を行う。

ア) 実施事業主体に関する評価

	評価項目	対応する別紙様式	評価基準及び点数				
			大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
①	事業実施に必要な人員及び組織体制が整っているか。	様式2-1 様式2-2	10	8	6	4	2
②	事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有しているか。	様式3	10	8	6	4	2

イ) 事業内容に関する評価

	評価項目	対応する別紙様式	評価基準及び点数				
			大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
①	仕様書に記載している事項を満たしているか	様式2-3	10	8	6	4	2
②	具体性・実現性があるか。	様式2-3	10	8	6	4	2
③	確実に実施できるスケジュールとなっているか。	様式2-4	10	8	6	4	2
④	持続的な活動を支援するカリキュラム設計および資料が準備できるか。	様式2-3 様式2-4	10	8	6	4	2

ウ)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により加点を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

認定等の区分	評価項目	点数
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし	7
	えるぼし 3段階目 ^{※1}	6
	えるぼし 2段階目 ^{※1}	5
	えるぼし 1段階目 ^{※1}	3
	行動計画 ^{※2}	1
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん	7
	くるみん（令和7年4月1日以後の基準）	5
	くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	5
	トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）	5
	くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）	4
	トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	4
	くるみん（平成29年3月31日までの基準）	3
	行動計画（令和7年4月1日以後の基準）	1
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		5
上記に該当する認定等を有しない		0

※1 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

(2)評価方法

ア)実施事業主体に関する評価及びイ)事業内容に関する評価により選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものに、ウ)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に基づき加点した点数を当該提案者の得点とする。